

熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱 新旧対照表

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、熊本県医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号。以下「条例」という。）に基づく医師修学資金の貸与を受けて医師となった者（以下「貸与医師」という。）が医師の業務に従事するにあたっての勤務等について定める。</p> <p>(後期研修)</p> <p>第7条 条例第7条に規定する後期研修について、一般社団法人日本専門医機構に認定された専門研修プログラムにより指定病院等以外で勤務する場合、その研修期間は概ね3年（県内の病院の場合には、このうち1年間までは義務期間に算入する。）とする。</p> <p>2 前項に規定するプログラムが定める研修期間が3年を超える場合には、その期間を後期研修期間として<u>取扱う</u>ことができる。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年3月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年（2020年）5月7日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年（2021年）3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年（2022年）3月15日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年（2022年）9月13日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">【別表1】</p> <p>熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱第2条に定める医療機関</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、熊本県医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号。以下「条例」という。）に基づく医師修学資金の貸与を受けて医師となった者（以下「貸与医師」という。）が医師の業務に従事するに<u>当たって</u>の勤務等について定める。</p> <p>(後期研修)</p> <p>第7条 条例第7条に規定する後期研修について、一般社団法人日本専門医機構に認定された専門研修プログラムにより指定病院等以外で勤務する場合、その研修期間は概ね3年（県内の病院の場合には、このうち1年間までは義務期間に算入する。）とする。</p> <p>2 前項に規定するプログラムが定める研修期間が3年を超える場合には、その期間を後期研修期間として<u>取り扱う</u>ことができる。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年3月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年（2020年）5月7日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年（2021年）3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年（2022年）3月15日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年（2022年）9月13日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和5年（2023年）3月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: right;">【別表1】</p> <p>熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱第2条に定める医療機関</p>

1 熊本市以外の地域に設置される医療法第31条に規定する公的医療機関の病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	宇城圏域	熊本県	病院	こども総合療育センター
2		宇城市	病院	国民健康保険宇城市民病院
3		恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
4	有明圏域	荒尾市	病院	荒尾市民病院
5		和水町	病院	国民健康保険和水町立病院
6	鹿本圏域	山鹿市	病院	山鹿市民医療センター
7	阿蘇圏域	阿蘇市	病院	阿蘇医療センター
8		南小国町・小国町	病院	小国公立病院
9	熊本・上益城圏域	山都町	病院	山都町包括医療センターそよう病院
10	芦北圏域	水俣市	病院	国保水俣市立総合医療センター
11	球磨圏域	あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村	病院	球磨郡公立多良木病院
12	天草圏域	上天草市	病院	上天草市立上天草総合病院
13		天草市	病院	国民健康保険天草市立河浦病院
14		天草市	病院	国民健康保険天草市立新和病院
15		天草市	病院	天草市立栖本病院
16		天草市	病院	天草市立牛深市民病院

2～8 (略)

【別表2】

熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱第3条に定める区分

1 熊本市以外の地域に設置される医療法第31条に規定する公的医療機関の病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	宇城圏域	熊本県	病院	こども総合療育センター
2		恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
3	有明圏域	荒尾市	病院	荒尾市民病院
4		和水町	病院	国民健康保険和水町立病院
5	鹿本圏域	山鹿市	病院	山鹿市民医療センター
6	阿蘇圏域	阿蘇市	病院	阿蘇医療センター
7		南小国町・小国町	病院	小国公立病院
8	熊本・上益城圏域	山都町	病院	山都町包括医療センターそよう病院
9	芦北圏域	水俣市	病院	国保水俣市立総合医療センター
10	球磨圏域	あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村	病院	球磨郡公立多良木病院
11	天草圏域	上天草市	病院	上天草市立上天草総合病院
12		天草市	病院	国民健康保険天草市立河浦病院
13		天草市	病院	国民健康保険天草市立新和病院
14		天草市	病院	天草市立栖本病院
15		天草市	病院	天草市立牛深市民病院

2～8 (略)

【別表2】

熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱第3条に定める区分

第1グループ～第2グループ（略）

第3グループ

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	熊本・上益城圏域	熊本県	病院	こころの医療センター
2	宇城圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構熊本南病院
3		熊本県	病院	こども総合療育センター
4		宇城市	病院	国民健康保険宇城市市民病院
5		恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
6	有明圏域	和水町	病院	国民健康保険和水町立病院
7	菊池圏域	医師会	病院	菊池郡市医師会立病院
8		独立行政法人	病院	国立病院機構菊池病院
9	八代圏域	医師会	病院	八代市医師会立病院
10		医師会	病院	八代北部地域医療センター
11	天草圏域	天草市	病院	天草市立牛深市民病院
12		医師会	病院	天草郡市医師会立苓北医師会病院
13	阿蘇圏域	産山村	診療所	産山村診療所
14	八代圏域	八代市	診療所	八代市立椎原診療所
15	天草圏域	上天草市	診療所	上天草市立湯島へき地診療所
16		天草市	診療所	国民健康保険天草市立御所浦診療所

第1グループ～第2グループ（略）

第3グループ

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	熊本・上益城圏域	熊本県	病院	こころの医療センター
2	宇城圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構熊本南病院
3		熊本県	病院	こども総合療育センター
4		恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
5	有明圏域	和水町	病院	国民健康保険和水町立病院
6	菊池圏域	医師会	病院	菊池郡市医師会立病院
7		独立行政法人	病院	国立病院機構菊池病院
8	八代圏域	医師会	病院	八代市医師会立病院
9		医師会	病院	八代北部地域医療センター
10	天草圏域	天草市	病院	天草市立牛深市民病院
11		医師会	病院	天草郡市医師会立苓北医師会病院
12	阿蘇圏域	産山村	診療所	産山村診療所
13	八代圏域	八代市	診療所	八代市立椎原診療所
14	天草圏域	上天草市	診療所	上天草市立湯島へき地診療所
15		天草市	診療所	国民健康保険天草市立御所浦診療所